

## 述体文の種類と助詞

石 神 照 雄

キーワード・述体 物語り文 品定め文 ハ ガ

- 一 はじめに
- 二 形容詞述語と主語承接の助詞
- 三 動詞述語と主語承接の助詞
- 四 おわりに

### 一 はじめに

述体文は、体言が主語として先行し、用言が述語として照応する。右は、事態を分析する判断の構造を根拠に、語の種類（品詞）と語の運用（位格）を連関的に説く山田孝雄の文法論（山田一九〇八、一九三六）を基にして導かれる文の形式である。述体文には主語―述語の相関がある。実体と属性を以て象られた事態という対象面、その存在を承認する言語主体の精神の統一作用（繫辞）という作用面、これら判断構造の二つの面が述体文に担われている。主格―賓格の相関に対する述格（≠陳述）の関与、という位格関係は、事態分析の判断に対応している。

例えば、花咲くコトを対象とし、その承認である述体文の内部構造と表現される文の形式は、次のように捉えることが出来る。

「対象」―承認・・・「花咲くコト」承認  
「実体」―属性」―繫辞  
「主格」―賓格」―述格（≠陳述）  
「体言」―用言（実質）」―用言（形式）  
「主語」、 「述語」・・・花、咲く。

なお、図式は、判断の対象面と作用面の平衡的な把握、位格関係、位格関係を分担する語類（品詞）の在り方、文形式の在り方としての主語と述語の相関、という展開を示す。これは以下のことを明らかにするためである。

一般に述体の文は、述語が所謂陳述を表している、として捉えられる。しかしながら、陳述は、述格の関与を受けた述語用言（賓格・述格）のみが有しているのではない。主格体言も述格の関与を受けることで、主語として陳述を分有する。述格は、主格―賓格の相関に対して関与する、という内部構造にある。主語、述語は、陳述を分有する述体文の形式である。

山田文法が説く述体の論理は、判断の構造を基盤として、文の論理と語の類別を連関的に追究する優れた枠組を持つものである。しかしながら、位格関係の述格、即ち陳述は用言の要素的なものとして捉えられ、語類としての用言を特徴付ける形式として規定される。

つまり、山田文法は、陳述を用言の内部要素に組み込むことで、語の類別、所謂品詞分類の根柢を得たとする。そして、位格関係を文の内部構造として論ずる（山田一九三六、第五章 語の類別、第十章 用言概説、第四十四章 句の類別、第四十六章 述体の句）。

文法論では、構造としての関係把握、即ち全体である文に対して部分としてある語が如何なる形式的関係にあるかが重要である。だが、山田文法では、陳述を用言の内部に求めたことから、陳述の在処と役割を探ることが基本問題であるという方向へ研究が展開されることとなった。山田文法の批判的継承を旨指した時枝文法（時枝一九四一）以降の所謂陳述論争がそれである（大久保一九六八）。議論の焦点が機能的なものとなったのである。

陳述は、渡辺文法（渡辺一九七一）の、職能（構文機能）による構文論に至り、関係構成の職能へと収斂された。時枝文法以降の研究の展開がもたらしたものは、日本語の文法研究の議論から、文形式である主語についての認識を危うくさせ、延いては山田文法が提唱した述体と喚体という、日本語文の根本形式の追究という課題を見失わせるものであった。即ち、日本文法論に於ける構造的な観点を喪失させたのである。しかしながら、その遠因は、山田文法自体の中にあると考えられる（石神二〇〇二）。

文であるとは、文としての内容の統一と、文としての形式の完結とを具備することである。述体文に於いて、内容の統一と、形式の完結をもたらしているのは、体言、用言という語類の語序である。即ち、述体文という全体を分担する形式としての主語、述語である。述体とは、事態の存在とその承認という認識を、主語、述語という構文形式に託すものである（石神二〇一〇a、二〇一〇b）。

日本語の文法研究に於いて、述体文に、主語と述語の形式を導く

ことは極めて重要である。述体を類とする種々の分類に関して、文意味の質的相違が議論されることがある。事件事態の成行きを述べること、これに対して、物事の性質を述べることや判断を言い表すこと、というように述体文が果たす意味の質的相違に関する問題である。「物語り文」と「品定め文」という分類が説かれる（佐久間一九四一）。或いは、これを「現象文」と「判断文」という用語を以てする略同様の議論がある（三尾一九四八）。また、述語の品詞の違いに着目し「動詞文」と「名詞文」という分類が論じられることがある（三上一九五三）。更に品詞を取り上げたものとして「形容詞文」という分析もある。これは、述語を担う一方の代表品詞「動詞」との対照から、他方を代表する品詞「形容詞」を以ての名称とされ、三上の言う名詞文、即ち品定め文乃至は判断文に相当するものである（川端一九五八）。

述体の下位分類は、論者が説くところを集約すれば、述語の在り方と、意味的に果たす文の質との間に、動詞述語文は物語り文（現象文）、名詞・形容詞述語文は品定め文（判断文）、という対応が凡そ認められる。ここに記したものは、母語としての文法意識に適用ものであるが、用語も種々であり確定的ではない。研究としては流動の中にあると言えるものである。その一端は、前稿で取り上げ検討した次のようなことにも窺われる（石神二〇一〇a）。

形容詞述語…品定め文（判断文）  
動詞述語…物語り文（現象文）

という対応関係が下位分類として想定されるのであるが、主語に承接する助詞の在り方に着目するとき、この関係は固定的なものではない。

ポチは騒がしい。

形容詞述語文…ハ―形容詞…品定め文

ポチが騒がしい。

形容詞述語文…ガ―形容詞…物語り文

ポチが騒ぐ。

動詞述語文…ガ―動詞…物語り文

ポチは騒ぐ。

動詞述語文…ハ―動詞…品定め文

右は次のことを示唆する。

述体文の質的相違の課題は、述語用言の種類のみならず、主語に承接する助詞が深く関与している。それは、文の内容である認識の質が反映したものと考えられる。ハとガの意味の違い、或いは主語の存否として、夙に日本語の文法論に於いては重要課題とされて来たものである。

ハ係助詞、ガ格助詞という助詞の類別は、山田文法に於いては、研究の端緒をなし、文法体系の基盤を成すものである（山田一九〇八）。構文論的には、ガ格助詞の文を基底（格関係）の文とし、ハ係助詞のものはその潤色（題目提示、取り立て）の文、という分析が展開されることがある（三上一九六〇、北原一九八二）。その点で言えば、叙述に際して、判断の在り方の違いを「題目格」の概念を以て、「有題目的断定」「無題目的断定」と説く松下文法は、文の質的相違の課題を説く嚆矢である（松下一九二四）。また、森重敏

は、判断との連関を踏まえて、述語の語類（品詞）による文型の階層的展開を説く（注一）。

筆者は、嘗て助詞のハとガの異なりを追究するに際して、文の種類を分析したことがあった（石神一九八九）。それは、主として用言を述語とする文を考察の対象とするものであったが、その後体言文の分析を為すことに於いて、日本語の基本的な形式として、山田文法が掲げる述体の論理の追究には、文の質的相違の課題が重要である、と改めて考えるに至った（石神二〇〇五）。本稿は、先の、物語り文と品定め文の検討（石神二〇一〇a）を踏まえ、主語承接の助詞と述体文の関係を探ろうとするものである。

## 二 形容詞述語と主語承接の助詞

静止的な属性表現である形容詞が主として担うものは性状規定である。前稿の検討では、主語に承接する助詞のハとガにより、形容詞述語文の文意が分かれ、文の質が異なることを論じた。両者は、外形的には形容詞を述語とする形容詞文である。

ポチは騒がしい。

⊥（常ニ何れの時、何れの所、にも関せず）ポチ―ナルモノは、騒がしい―モノ―デアル。

形容詞述語文…ハ―形容詞―終止形…品定め文

ポチが騒がしい。

⊥（眼前デいまの時、この所、に於いて）（コノ―）ポチが、斯ク―騒がしく―アル。

## 形容詞述語文…ガ―形容詞―終止形…物語り文

形容詞を述語とする代表的な文は品定め文としてある。その時主語に承接するのはハ係助詞である。これをガ格助詞に転換すると、性質の規定を一般的にするという文意は消え、発言の時点での個別の事態の成行きを表すものとなる。即ち、発言者の眼前にあることとして「いまの時、この所」という時所的限定が顕在化すると共に、「(コノ―)ポチが、スクー騒がしく―アル。」が表される。これは個別的な事態であり、性質を一般的に規定するという、ハ形容詞文が担っている文意とは違う文の質である。

例えば、ポチとは、近所の山田家の飼犬なのであるが、形容詞を述語とする文に登場するとき、ハ形容詞の品定め文であろうと、ガ形容詞の物語り文であろうと、個物としてあることに変わりはない。謂わばポチはポチである。しかしながら、対象として、文に取り上げられる在り方は同じではない。そのことを示すため、右の二文に文意を導く語句を加え対比的に示した。恒常的な姿を分析したポチと、特定の場(いま、ここ)に於けるポチとの在り方である。

いま、固有名詞の「ポチ」ではなく、普通名詞の「犬」を右の二文に登場させるならば、

犬は騒がしい。…品定め文

⊃ (常ニ何れの時、何れの所、にも関せず) アラユル―犬―は、騒がしい。

⊃ (常ニ何れの時、何れの所、にも関せず) 犬―ナルモノは、騒がしい―モノ―デアル。

犬が騒がしい。…物語り文

⊃ (眼前デいまの時、この所、に於いて) コノ―犬が、スクー騒がしく―アル。

というように、品定め文と物語文とで、「犬」が担う意味内容が明らかに異なる。一般としての犬と個別としての犬である。

主語にハ係助詞が承接する品定め文では、犬はポチとかシロとかの具体的な個物としての対象ではない。犬は抽象的なものとしてある犬である。したがって、述語が担う性質も個物に担われる具体としてではない。ここでは観念として、或いは概念として犬なるものの性質を規定している。品定め文の担う意味とは、個々の犬の性質を言わば集積して、その統一を抽象的に掲げたものである。とすれば、品定め文とは、犬に内属する性質を一般化して表現したものであり、その判断の基盤は内属性の判断にあると言えよう。

また、分析に示したように、述語の形容詞に対し「騒がしい―モノ」というように形式名詞で実質化を設定し、二体言による主―述の関係とするならば、これは一般に概念間の関係を捉えるものと言ふことになる。ここでは、概念「犬」を概念「騒がしいモノ」が包摂するという包摂の判断と考えられる。形容詞述語の品定め文は、内属判断と包摂判断との二つの判断の相貌を呈している(注2)。

他方、主語にガが承接する物語り文では、犬は具体的な対象である。「この犬」「あの犬」というように、物語る者即ちこの文の発言者にとつては、対象を指示し、固有名を掲げることも出来るものである。したがって、その述語内容もそれとして個別に指示することが出来る現実の性質である。形容詞述語の物語文は、時所的限定を受けた、いま、ここ、という場のなかで、個物に内属する性質を明

らかにする内属判断である。

形容詞述語の述体文は、主語にハ係助詞を承接することで、観念性の判断に関わる品定め文を構成する。また、主語にガ格助詞を承接することで、現実性の判断に関わる物語り文を構成する。判断の質の違いを助詞が体現していることになる(注3)。

### 三 動詞述語と主語承接の助詞

動的な属性表現である動詞が担うものは事態の動的展開である。動詞述語文の典型は物語り文である。このとき主語に承接する助詞はガ格助詞である。また、ここには時所的限定の枠組がある。

ところで、動詞を述語とする物語り文の、主語承接の助詞をガ格助詞からハ係助詞に転換すると、文が担う意味は、個別の時所的限定を受けた対象という在り方から解放される。

ポチが騒ぐ。

⚡(眼前デ⚡いまの時、この所、に於いて)(コノ)ポチが、スクー騒ぐ。

動詞述語文…|ガ|動詞|終止形…物語り文

ポチは騒ぐ。

⚡(常ニ何れの時、何れの所、にも関せず)ポチーナルモノは、騒ぐーモノーデアル。

動詞述語文…|ハ|動詞|終止形…品定め文

ガ動詞文は「眼前デ⚡いまの時、この所」という時所的限定を

内包する。眼前で展開する個別の事態の成行きを表す物語り文である。これに対し、ハ動詞文では、時所的限定の枠組自体が消失され、対象の恒常的な在り方「常ニ何れの時、何れの所、にも関せず」ポチーナルモノは、騒ぐーモノーデアル。」を表す。個物としてのポチであるが、動的な作用がポチの性質として一般化されている。これは、事態の成行きを述べるガ動詞文とは異なる。文意の質は品定め文である。

なお、眼前での事態の成り行きをより明らかに表現するものは、文末をテイル形で示した姿の、

ポチが騒いでいる。

⚡(眼前デ⚡いまの時、この所、に於いて)(コノ)ポチが、スクー騒いでいる。

動詞述語文…|ガ|動詞|テイル…物語り文

である。これは、状態或いは進行の意味を鮮明に表すが、ガ動詞終止形の文と等しい関係であり、便宜的にこれに含めておく。

ところで、この動詞テイル形の動詞述語文は、主語をハ係助詞に転換することを以てしても、動詞終止形の場合のように文意の転換が把握できない。ポチに対する把握の異なりを予想できるものの、事態の成行きとして状態乃至は進行を意味していることに変わりはない。主語のポチは、ハ係助詞が承接することによって、以下の分析に加えたような修飾語を冠した意味を担っているものと考えられる。

ポチは騒いでいる。

⊥ (眼前デゝいまの時、この所、に於いて) 馴染みノ既知  
ノポチガ、斯ク騒いでいる。

動詞述語文…ハ―動詞―テイル…物語り文

いま、形容詞文で行った主語の転換、即ち固有名詞の「ポチ」を普通名詞の「犬」に変更し、右の三種の文に登場させるならば、

犬が騒ぐ(／騒いでいる)。

⊥ (眼前デゝいまの時、この所、に於いて) コノ犬が、斯ク騒ぐ(／騒いでいる)。

動詞述語文…ガ―動詞―終止形(／テイル形)…物語り文

犬は騒ぐ。

⊥ (常ニ何れの時、何れの所、にも関せず) アラユル―犬は、騒ぐ。

⊥ (常ニ何れの時、何れの所、にも関せず) 犬―ナルモノは、騒ぐ―モノ―デアル。

動詞述語文…ハ―動詞―終止形…品定め文

犬は騒いでいる。

⊥ (当該ノ場デゝ当該の時、当該の所、に於いて) 当該ノ犬ガ、然々ニ騒いでいる。

動詞述語文…ハ―動詞―テイル…物語り文

というようになる。始めの動詞終止形の物語り文と、次の動詞終止形の品定め文とに於いて「犬」が担う意味内容は、形容詞終止形で

の場合と同じである。物語り文では個別の犬であり、品定め文では一般としての犬である。

ところで、テイル形の動詞述語文に関しては、右のものとは異なる点が認められる。先の、「ポチ」を主語としたハ係助詞承接の文では、時所的限定の枠組を「眼前デゝいまの時、この所、に於いて」として設定したのであるが、ここに「犬」とした文では、「眼前デ」唯一つだけを挙げることで充分ではないと思われる。それも含むものとして「当該ノ場デ」とでもすることが出来よう。騒いでいる犬が存在するという当の場は、文脈に依存してあるものと思われる。この文の犬は、ハ係助詞が承接した主語であるが、一般としての犬ではなく個別のものである。発言者は、己が規定した当該の場の中に、その犬を当該のものとして対象化し指定している。とするならば、先のポチの場合も同様の取り上げが必要である。「眼前デ」という場の設定は、当該の場が担う一つの場合を取り上げたということであり、「犬」の場合と同じく「当該ノ場デ」がより妥当なものである。

右のことよりするならば、ハ係助詞が承接したテイル形の動詞述語文が担う意味内容は、

犬は騒いでいる。

⊥ (ソノ場デゝその時、その所、に於いて) ソノ犬ガ、ソノ様ニ騒いでいる。

というように、分析されよう。発言者にとっては、ハ係助詞が承接した主語の「犬」とは、文脈の中で関係設定を実現した対象ということで指示したものである。文脈の中で実現した関係設定とは、発

言者にとつては聞き手もそれを承認していると見なすことである。

即ち「ソ」という関係把握は、聞き手も関係設定を実現し対象として把握していることを含意させたものである。発言者が「コ」と関係設定した対象を、聞き手も「コ」と関係設定している、という連関係を設定する発言者が捉えたとき、「ソ」という指示をするのである。主語に承接するハ係助詞は、「ソノ場デ、ソノ一犬ガ、ソノ様ニ騒いでいる」が担っている関係設定の形式として存在するものである。以上のことを、右の例を以て関連づけるならば、

「犬は」(文脈の中で関係設定された物語り文の主語)

≡

「当該の時、当該の所、に於いて存在する当該の犬一ガ」

≡

「ソの場のソの犬一ガ」

と表すことが出来よう。「犬は騒いでいる。」という物語り文の主語「犬は」は、個別としてある具体的なものが文脈の中にあるとして取り上げられた姿である。この文の主語は、ハ係助詞が承接してはいるが、品定め文の主語が担う在り方の、一般としてのものではない。したがって、述語内容も観念として、或いは概念としてという在り方のものではなく、現実の事態の状態或いは進行としてのものである。

動詞述語の述体文は、主語にガ格助詞を承接することで、現実性の判断に関わる物語り文を構成する。また、主語にハ係助詞を承接することで、観念性の判断に関わる品定め文を構成する。形容詞述語文の場合と同じように、判断の質の違いを助詞が体現していると

いうことになる。但し、この場合、述語の形式は終止形である。

#### 四 おわりに

物語り文が自らの文意の特徴を示すものは、構文上に登場する時的限定である。動詞述語文ばかりでなく、形容詞述語文も個別の事態の成り行きを表すものとして、主語にガ格助詞を承接させ、時的限定を顕在化させる。具体として現実性の判断を内容とするものであり、物語り文の質を担う。

一方、品定め文は、時的限定の枠組自体を消失させることで、個物ではなく、一般という在り方で事物の性質を規定する。包摂判断に象徴されるように、これは観念性の判断である。

物語文が自らの特徴とする時的限定は、発言者が、己と文として物語られる事態との位置付けの関係規定を構文に形式化したものである。これは、物語り文冒頭の、登場人物が物語の場へ登場したことを確言する存在詞文に象徴的に認められる。

昔々、或ルトコロニ、登場人物ガ、有リマシタ。

構文上、時的限定の場を担う成分の表現と、文末の時の関係の表現とは一体のものであるが、顕在化せず、文脈として担われている場合もある。それは、物語りの場を場面として区画する冒頭部分に、独立した時の表現としてある場合もある(注4)。

ところで、動詞述語文の場合、述語がテイル形式では、主語にガ格助詞が承接したのも、ハ係助詞が承接したのも、時的限定が構文内に関係的に担われる。共に物語り文である。特に、ハ係助

詞が承接したテイル形の動詞述語文は、物語り文として担う時所的限定の組み立てに、文脈的な関係設定が持ち込まれている。その指標となるものが、主語に承接する助詞がハ係助詞であること、と考えられる。

用言が述語の述体文に於いては、主語に承接する助詞が、ハ係助詞或いはガ格助詞であることが、品定め文と物語り文との類別に関わっていると考えられる。しかしながら、テイル形式の動詞述語文は、それが固定的な関係ではないことを示唆している。

更にまた、

犬は騒がしかった。

犬は騒いだ。

犬は騒いでいた。

などの、文末を「タ」とする形式の文では、形容詞述語文、動詞述語文の別なく、時所的限定の文脈的な関係設定というものを予想させる。先の「昔々、或ルトコロニ、登場人物ガ、有リマシ「タ」」の物語りの冒頭文に対して、これに続く物語りの展開文として共通の特徴を持っていると考えられる。それは、

(当該の場合) 登場人物ハ、状態「作用」動作「「タ」」。

というものである。

登場人物とは、物語という当該の場で、当該の人物として、発言者と聞き手との間で、存在が承認された個物である。主語にハ係助詞が承接した形式を持つ物語り文が、冒頭部を承けて展開部に位置

を占めるのである。物語り文に於けるハ係助詞存在の課題を追究する一つの方向を此処にみる事が出来るのではないか。

「は」は観念性にも現実性にも用いるが、「が」は現実性にだけしか使われない(森重一九七一、七五頁)。

と説く、森重敏の助詞論の本質的なものと連なると考える。

本稿は、主語承接の助詞と述体文の低位を成す、品定め文と物語り文との関係について検討した。品定め文については、体言を述語とする構文との関連を追及することが殊に重要であると考ええる。

#### 〈注〉

1 森重の文型は、単に述語の品詞性によるものではなく、述体の文をなす判断の質を基にしたの体系化である。「ものだ」型観念性の判断、「ことよ」型現実性の判断、という大枠の分類の下に、判断の細分化と述語の種類による文型の体系化を示す(森重一九六五、一九七一)。

2 体言述語文は、二つの概念間の在り方が議論され、ハ係助詞の形容詞述語文と意味的連関に関して包摂判断を以て取り上げられる。両者を併せて「名詞文」或いは「形容詞文」として扱うのはその現れである。しかしながら、二体言による文という現象と、構文に關与するハとガの助詞との連関から、単なる述体の一つとしてだけではなく追究すべき課題を多く持つものと考ええる(石神二〇〇五―二〇〇九)。

3 森重敏は、助詞と判断の関係を、大枠でハを観念性の判断、ガを現実性の判断とする。ただし「もつと厳密には、『は』は観念性にも現実性にも用いるが、『が』は現実性にだけしか使われない。」(森重一九七一、七五頁)と説く。



4 「ある秋のことでした。(二、三日雨がふりつづいたその間、ごんは、外へも出られなくて・・・)」(新美南吉『ごん狐』第一章の本文冒頭部の始め)  
 「月のいい晩でした。(ごんは、ぶらぶらあそびに・・・)」(同、第四章の始め)

〈参考文献〉

- 石神照雄 (一九八九) 「ハとガー主題と主語」『日本語の文法文体(上)』(講座日本語と日本語教育4) 明治書院  
 (二〇〇二) 「文の論理と語の類別」『国語論究第一〇集現代日本語の文法研究』明治書院  
 (二〇〇五) 「文の論理と体言文」『日本語学の蓄積と展望』明治書院  
 (二〇〇七a) 「体言文と主語―述語」『信州大学人文科学論集』四一号  
 (二〇〇七b) 「体言文の構造」『安達隆一先生古稀記念論文集』同刊行委員会版  
 (二〇〇八) 「体言文とウナギ文」『信州大学人文科学論集』四二号  
 (二〇〇九) 「体言文と二重主語」『信州大学人文科学論集』四三号  
 (二〇一〇a) 「物語り文と品定め文」『信州大学人文科学論集』四四号  
 (二〇一〇b) 「山田文法の文の論理と述体、喚体」『山田文法の現代的意義』ひつじ書房  
 大久保忠利 (一九六八) 『日本文法陳述論』明治書院
- 川端善明 (一九五八) 『形容詞文』『国語・国文』二七卷一二号  
 北原保雄 (一九八一) 『日本語の文法』(日本語の世界6) 中央公論社  
 佐久間鼎 (一九四〇) 『現代日本語法の研究』厚生閣  
 (一九四一) 『日本語の特質』育英書院  
 (一九四一) 『国語学原論』岩波書店  
 時枝誠記 (一九四一) 『標準日本文法』紀元社  
 松下大三郎 (一九二四) 『標準日本文法』紀元社  
 (一九二八) 『改撰標準日本文法』紀元社  
 (一九三〇) 『標準日本口語法』中文館  
 三尾 砂 (一九四八) 『国語法文章論』三省堂  
 三上 章 (一九五三) 『現代語法序説』刀江書院(一九七二、くろしお出版)  
 (一九六〇) 『象は鼻が長い』くろしお出版  
 (一九七〇) 『文法小論集』くろしお出版  
 (一九五九) 『日本文法通論』風間書房  
 森重 敏 (一九六五) 『日本文法―主語と述語』武蔵野書院  
 (一九七一) 『日本文法の諸問題』笠間書院  
 山田孝雄 (一九〇八) 『日本文法論』宝文館  
 (一九三六) 『日本文法学概論』宝文館  
 渡辺 実 (一九七二) 『国語構文論』塙書房

(二〇一〇年十月三十一日受理、十一月十八日掲載承認)